

令和5年度事業計画

1 基本方針

全ての県民が住み慣れた地域において、健康で生き生きと安心して生活できる環境を整えていくことが、より一層重要な課題となっている。

この課題に対して、当法人は、県が出資する公益法人として、地域医療の確保やがん対策をはじめとする総合的な健康づくりを推進するとともに、医療と介護等の連携を目指す地域包括ケアシステムの構築を推進するなど、県民の健康に関する各種事業の効果的な推進を図ることとする。

2 事業内容

(1) 総合健診等推進事業

(ア) 健診事業

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、高齢者の医療の確保に関する法律、健康増進法、労働安全衛生法、学校保健安全法、原爆被爆者の医療等に関する法律等に基づく健診・保健指導を受託し、検診車による集団検診や来所による施設検診、保健指導などを総合的に実施する。

実施に当たっては、胃がん・大腸がん、子宮がん、乳がん、肺がん及び特定健診の5つの専門委員会の指導を受けて健診・保健指導技術と精度管理の向上に努める。また、健診結果をできるだけ迅速に受診者に通知する。

ア) 結核検診事業

市町及び学校・事業所等と連携を図りながら巡回検診を実施し、結核の早期発見に努める。

高齢者・障害者対応型デジタル検診車を有効に活用し、老人保健施設などの高齢者・障害者に対する結核検診を積極的に実施する。

また、県の委託を受けて、結核の集団発生時における定期外検診(エックス線撮影)を実施する。

イ) 住民健診事業(健康診査・がん検診)

市町からの委託を受けて、高齢者の医療の確保に関する法律、健康増進法に基づく特定健康診査、健康診査等に併せ、胃がん、子宮がん、乳がん、大腸がん及び肺がん検診を積極的に行うほか、従来のB・C型肝炎検査、骨粗しょう症検診、PSA(前立腺特異抗原)検査による前立腺がん検診やオプション検査に新たに前眼部検診や認知症リスク検査を加えて引き続き行い、総合的に健診事業を実施する。

ウ) 事業所等健診事業

事業所からの委託を受けて、労働安全衛生法に基づく一般定期健康診断、石綿及びじん肺健康診断、特定化学物質等健康診断、有機溶剤健康診断等を実施するほか、行政指導による上肢・腰痛健康診断、情報機器作業健康診断等を実施する。

このほか、任意の健康診断として、生活習慣病予防健診、各種がん検診等を、また、全国健康保険協会管掌健康保険適用事業所を対象に、生活習慣病予防健診やオプシオン検査を引き続き実施する。

更に、労働安全衛生法の改正により平成28年12月から義務化されたストレスチェックを積極的に推進する。

エ) 学校検診事業

学校からの委託を受けて、学校保健安全法に基づく児童・生徒・学生の健康診断を実施する。

オ) 施設健診事業

施設内において、事業所等の一般定期健康診断、生活習慣病予防健診、レディース検診及び日帰り人間ドック等を実施する。また、受診機会の拡充を図り多くの方に受診いただけるよう努める。

カ) 特定保健指導事業

市町をはじめ、国民健康保険組合、全国健康保険協会管掌健康保険、企業健康保険組合等の要請に応じ、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、生活習慣病の予防・改善に向けて対象者ごとの課題に応じたきめ細かな特定保健指導を積極的に実施するほか、健診結果内容の問合せにも対応する。

キ) 予防接種センター事業

市町が行う予防接種を受けられなかった人や海外渡航者などのために予防接種を実施するとともに、予防接種に関する相談に対応する。

(イ) 健康づくり啓発事業

健康づくりに関する総合的な啓発、普及、情報の収集・提供を行う。

ア) 啓発普及事業

がん征圧月間(9月)、生活習慣病予防月間(2月)、世界結核デー(3月24日)や結核予防週間(9月)のほか、ピンクリボンキャンペーン、リレーフォーライフなど年間を通じて生活習慣病予防や結核予防等に関するパネル展の開催、広報誌の発刊、ビデオ・展示パネルの貸出し、パンフレットの配布等を行い、広く健康づくりの意識啓発に努める。

イ) 複十字シール募金事業

結核をはじめとする胸部疾患の予防思想の普及を図るため、結核予防会が全国的に展開する複十字シール運動キャンペーンを行う。

(ウ) がん検診受診率向上対策事業

「広島県がん対策推進計画」の全体目標「がんによる死亡率10%減少」に向け、早期発見・早期治療につながるがん検診の受診率向上を促進し、受診率50%以上を目指すため、「がん検診へ行こうよ」推進会議会員が行う、セミナーなどの受診啓発への支援、市町が行う個別受診勧奨に対する支援、職域で行う「チームがん対策ひろしま」に登録された企業に対してがん予防の推進やがん検診の普及啓発の取り組み支援として出前講座の実施。職域を対象としたがん検診受診勧奨などに関する講演を積極的に行う。

(エ) がん検診精度管理推進事業

がん検診によりがんによる死亡者を減少させるためには、国が定める指針に基づき、正しい方法でがん検診を実施する必要があるため、県内市町が実施するがん検診の精度向上のため、専門家による評価を行うとともに、市町担当者や従事者の研修を実施する。

また、引続き市町がん検診胃内視鏡検査従事者研修会（基礎編・応用編）を開催して、安全管理を含めた精度管理の徹底を図る。

(オ) 新型コロナウイルスワクチン接種事業

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を市町等から集団接種の依頼を受けて実施する。

予防接種法の臨時接種に関する特例を遵守し、市町から受託して接種会場へ医師・看護師・事務職員等を派遣する。

(2) 地域医療支援センター運営事業（県受託事業）

県内の地域医療の確保に向けて、医師の養成や地域偏在解消のための配置調整、医師の誘致と活躍支援、地域医療の環境整備等に総合的かつ機動的に取り組む。

(ア) 医師の養成・配置調整

ア) 地域医療セミナー実施事業

広島大学ふるさと枠や岡山大学地域枠広島県コース等の医学生を対象に、中山間地域等の医療現場の体験を通じて地域医療マインドの醸成を図る地域医療セミナーを開催し、地域医療を支える人材を育成する。

イ) 医師の配置調整

中山間地域の医療提供体制の確保・充実に向けて、広島大学ふるさと枠医師、岡山大学地域枠広島県コース医師及び県奨学金貸与医師等の配置調整を、医師本人のキャリア形成上の希望に配慮しつつ、地域の医療機関や市町の意向を踏まえて大学や県等と連携して行う。

(イ) 医師の誘致

ア) 臨床研修病院支援事業

県内臨床研修病院と共同して、大阪市及び福岡市で開催される臨床研修病院合同説明会に出展するとともに、広島県臨床研修病院オンライン合同説明会を開催し、全国の医学生に対する誘致活動を行う。また、指導医講習会の受講を支援することにより臨床研修病院指導体制の向上に資する。

イ) 専門医制度への対応

県内基幹施設の専門研修プログラムをホームページ「ふるさとドクターネット広島」や冊子「広島県専門研修プログラム案内」で紹介するほか、専攻医の採用状況を調査することにより県内専攻医の増加に資する。

ウ) 県外医師の県内誘致や医師の就業支援事業

「ふるさとドクターネット広島」等を活用して県内医療機関の求人情報を提供するとともに、医師の県内誘致活動や就業あっせんを行う。

(ウ) 医師の活躍支援

ア) 女性医師の活躍環境整備事業

女性医師の活躍環境整備と離職防止のために、医療機関が実施する女性医師等の短時間正規雇用制度の導入や宿直等への代替職員の活用などの取組みに対する県補助金交付事務の取りまとめを担う。

イ) 若手医師の育成支援と確保対策

基幹病院や大学病院の指導医等のグループが行う複数の医療機関等の若手医師等を対象とする研究会活動の支援並びに若手医師の確保に向けた意見交換会と調査等を実施する。

(エ) 地域医療の環境整備

ア) 「広島県医療対策協議会」等の事務局業務

医師確保対策の実施に係る関係者間の協議・調整を行う場として設置された「広島県医療対策協議会」及び広域的なへき地医療支援事業の企画・調整等を行うため設置された「広島県へき地医療支援機構」の事務局業務を担う。

イ) 地域医療連携の促進

中山間地域の「芸北」「備北」「福山」地域における若手医師等の研修・研鑽やネットワークづくりなど、中核的な医療機関を中心とした広域的連携の促進を図る。

ウ) 情報収集・情報発信

県内医療機関のニーズや医療情報の収集を行うとともに、「ふるさとドクターネット広島」による情報発信と県内医療機関の魅力をPRする広報冊子の発行

等を行う。

(3) 地域包括ケア推進センター運営事業（県受託事業）

各市町の特性や実情に応じた地域包括ケアシステムの体制づくりを支援するほか、介護予防の充実、生活支援体制の整備、自立支援型ケアマネジメントの推進等に係る市町職員等を対象とした人材育成等の業務を行う。

また、支援が必要な市町に専門職（アドバイザー）を派遣するなど、課題解決に向けた取組の支援や分野横断的な伴走型支援を行うほか、地域包括ケアシステムの充実に資する様々な情報を発信することなどにより、地域包括ケアシステムの質の向上を図る。

今後は、高齢者のみならず、生活上の困難を抱える障害者や子どもなど皆が地域において自立した生活を送ることができる地域共生社会の実現のため、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組む市町等の支援を行う。

(ア) 介護予防の推進に向けた体制の整備

ア) 地域づくりによる介護予防推進支援事業

県が推進している「高齢者の健康づくり「通いの場」推進事業」において、市町などの「通いの場」支援機関との協議や支援、引き続き実施個所の少ない市町に対する計画的協議の実施などを県と連携の上、積極的に推進する。その際、単一事業の支援から連動している事業を総合的に支援する方法の活用も検討する。

イ) 多世代等の活動促進を図るツール作成

- ・ いきいき百歳体操のバリアフリー化を図るツールとして障害のある方（車いすの方等）も参加できる DVD を作成し、県内 23 市町の通いの場等での活用を図る。
- ・ 多世代交流の促進を図るために、県内の取組みを紹介する映像コンテンツを作成する。

ウ) リハビリテーション専門職等人材育成調整事業

各市町における介護予防を推進するに当たり、リハビリテーション専門職等関係者の共通認識の醸成及び高齢者本人の能力と意欲を引き出すスキルの習得のため、経験豊富な専門職等をファシリテーターに活用した専門職等研修の開催により、地域リハビリテーション支援体制の強化を図る。

喫緊の課題である人材育成を加速するため、専門職等研修のファシリテーターの増員及び更なるスキル向上を図るための研修を昨年度に引き続き開催する。

エ) 介護予防活動普及展開事業

県の8期ひろしま高齢者プランに掲げられている目標達成のため、自立支援型地域ケア個別会議の立上げが遅れている市町に重点的に広島県アドバイザーを派遣し、必要な助言等を行う。また、継続支援等に係る自立支援型地域ケア個別会議の質の向上を図るための研修（事例提供者、司会者、助言者等）を実施する。その際、単一事業の支援から連動している事業を総合的に支援する方法の活用も検討する。

(イ) 生活支援体制の整備

生活支援コーディネーター研修検討会議において、検討した研修体系に沿って研修を実施する。

ア) 生活支援コーディネーター養成研修

市町が選任した概ね3年未満の生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を対象とした養成研修を実施する。

イ) 生活支援コーディネーター育成研修

生活支援コーディネーターを対象とした育成研修を実施する。

ウ) 生活支援コーディネーターの活動サポーター派遣

各生活支援コーディネーターの活動をサポートすることにより、生活支援コーディネーターが孤立せず、様々な関係機関等と連携し、高齢者等が住みよい地域づくりを支援する。その際、単一事業の支援から連動している事業を総合的に支援する方法の活用も検討する。

エ) 生活支援コーディネーター圏域別意見交換会（多機関合同研修）

圏域別に生活支援コーディネーターが連携する、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、社会福祉協議会、障害者・子どもの支援をしている機関等を対象に連携促進を目的とした意見交換会を実施する。

オ) 市町担当者情報交換会

市町職員の相互研鑽や情報交換を目的とした情報交換会を実施する。

カ) 生活支援コーディネーター研修検討会議

生活支援コーディネーターの研修を実情に即した内容の企画とするため、研修検討会議を開催する。

キ) 高齢者の自立支援に係るDVD活用研修

令和4年度に完成したDVDを活用して、生活支援コーディネーターの活動の周知と活用促進を図るため研修を実施する。

(ウ) 自立支援型ケアマネジメントの推進

ア) 自立支援型ケアマネジメント研修

市町等関係職員の共通認識の醸成及び高齢者本人の能力と意欲を引き出すス

キルの習得を図るため、自立支援型ケアマネジメントマニュアルを活用した研修を実施する。

イ) 短期集中予防サービス実践研修

短期集中予防サービスの効果的な実施のため、短期集中予防サービス実践トレーニングマニュアルを活用した研修を実施する。

(エ) 市町等支援

市町を総合的に支援できる体制を確保し、単一事業だけではなく連携している事業等も含めてチームによる支援を中心とする。

ア) 情報交換会の実施

地域包括ケアシステムに係る市町の課題について、情報を共有し、解決に向けた取組を支援するため、情報交換会を実施する。

イ) 総合支援チームによる市町等支援

地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの充実を図るため、市町が実施している様々な事業等を連動・連携を意識した総合的な視点で支援する。

(オ) 専門相談、高齢者権利擁護関連事業

市町及び地域包括支援センターでは対応が困難な認知症介護、高齢の権利擁護及び虐待について、専門職員による相談援助の実施や事例の解決を図る。

また、高齢者虐待への適切な対応及び防止を図るため、市町及び地域包括支援センター職員、養介護施設従事者、在宅サービス事業所、事業管理者等を対象とした研修を実施する。

(カ) 情報発信・普及啓発

地域包括ケアシステムの充実に資する情報、研修・活動等をホームページに掲載し、情報発信・普及啓発を行う。

(4) 健康福祉センター管理運営事業（県受託事業）

県の公の施設である健康福祉センターの管理運営業務について、第7期指定期間（令和3年度～令和7年度）において、当法人が指定管理者として事業を実施する。

事業の実施に当たっては、設備の保全や設備備品等の更新・充実により、快適で安全な環境づくりとサービス向上に努めるとともに、施設利用の広報活動を積極的に行い会館の利用促進を図る。